

薬生血発 0516 第 1 号
平成 29 年 5 月 16 日

社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課長



海外旅行等により携帯して国外へ持ち出す血液製剤等の取扱いについて

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する血液製剤を輸出する場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の別表第 2 の 19 の項の規制対象となるため、経済産業大臣の承認（以下「承認」という。）を受けることとなっています。

他方、血液製剤を使用する方が海外旅行、海外留学、海外転勤等（以下「海外旅行等」という。）で携帯して国外へ持ち出す場合等は、下記のとおり承認を受ける必要はありませんので通知いたします。

なお、承認の対象となる法第 2 条第 1 項に規定する血液製剤には、効能及び効果について代替性のある遺伝子組換え製剤は含まれないことから、当該遺伝子組換え製剤を輸出する場合には承認を受ける必要はありません。

つきましては、貴管下支部、加盟患者会に対し、周知頂きますようお願いいたします。

記

1 血液製剤を使用する方が海外旅行等で血液製剤を携帯して国外へ持ち出す場合

血液製剤を使用する方御本人が海外旅行等で出国する際に血液製剤を携帯する場合は承認を受ける必要はありません（輸出令第 4 条第 2 項第 4 号及び

同令別表第6より)。

なお、御家族をはじめとした血液製剤を使用する方以外の方が、海外に出国されている血液製剤を使用する方のために、血液製剤を携帯して出国する場合には、携帯品に当たらないため、御留意願います(同別表第6備考1より)。

2 海外で個人的に使用するための血液製剤を国際郵便等により海外に送付する場合

海外で個人的に使用するための血液製剤を、当該血液製剤を使用する方や、御家族をはじめとした当該血液製剤を使用する方以外の方が国際郵便等により海外に送付する場合は承認を受ける必要はありません(輸出令第4条第2項第2号及び同令別表第5第3号の規定により)。